



平成 28 年 4 月 14 日

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、女性活躍推進法の趣旨に基づき、女性の就業継続やキャリア形成支援への取り組み強化を図るべく、「一般事業主行動計画」を以下の通り策定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 当行の課題

- (1) 総合職（エリア総合職を含む）採用に占める女性割合が低い。
- (2) 管理職に占める女性割合が低い。
- (3) 女性の活躍分野が限定的であり、さらなる職域の拡大が必要である。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標 1： 管理職を担う総合職（エリア総合職を含む）の女性採用比率を 20%以上にする。

<取組内容>

- ・平成 28 年 4 月～ 女性が活躍できる職場であることをパンフレット・ホームページ等で広報する。
- ・平成 29 年 4 月～ 総合職（エリア総合職を含む）を希望する女子学生を対象とした、女性職員による会社説明会等を年 1 回以上開催する。

目標 2： 女性のキャリアアップ支援に関する施策を実施する。

<取組内容>

- ・平成 28 年 4 月～ ①現在活動中の「女性の活躍推進プロジェクトチーム」において、引き続き女性の職域拡大と働きやすい環境整備について積極的に議論する。
②キャリア形成支援セミナーの実施や外部研修への積極的派遣。
③総合職（エリア総合職を含む）へのコース転換促進。
- ・平成 29 年 4 月～ キャリアアップ支援を体系化した「女性活躍推進プラン（仮称）」を策定する。
- ・平成 30 年 4 月～ 「女性活躍推進プラン（仮称）」に基づいたキャリアアップ支援策を実施する。

目標 3： これまで女性の少なかった分野に積極的に配置する。

<取組内容>

- ・平成 28 年 4 月～ 男女の配置で偏りがある担当や部署でのヒアリングを行い、女性を配属する上での課題を分析する。
- ・平成 29 年 4 月～ 課題解決のための教育・研修等を中心とした改善策を実施する。
- ・平成 30 年 4 月～ 実際に配属を実施し、情報交換会等での定期的なフォローを行う。

以 上

報道機関のお問合せ先
筑波銀行 総合企画部広報室 鈴木 内線3731
TEL 029-859-8111